

『障害年金と診断書』 令和3年7月版追補

令和3年10月29日に公布された政令第303号による政令改正によって令和4年1月1日から障害等級表の見直しが行われるとともに、この政令公布と同日に発出された通知（年管発1029第2号、年管管発1029第2号など）により、令和4年1月1日から「障害認定基準」の一部が改正されることになりました。これにともなって、本書の記述内容も、以下のように修正されることになります。

● 8 頁

表1 国年令別表

(下線部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
障害の程度	番号	障害の状態	障害の程度	番号	障害の状態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ <u>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</u> ロ <u>一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</u> ハ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</u> ニ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</u>	1 級	1	<u>両眼の視力の和が0.04以下のもの</u>
	2・3	(略)		2・3	(略)
	4	両上肢の <u>全ての指を欠くもの</u>		4	両上肢の <u>すべての指を欠くもの</u>
	5	両上肢の <u>全ての指の機能に著しい障害を有するもの</u>		5	両上肢の <u>すべての指の機能に著しい障害を有するもの</u>
	6～11	(略)		6～11	(略)
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ <u>両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</u> ロ <u>一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</u> ハ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</u> ニ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u>	2 級	1	<u>両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</u>
	2～8	(略)		2～8	(略)
	9	一上肢の <u>全ての指を欠くもの</u>		9	一上肢の <u>すべての指を欠くもの</u>
	10	一上肢の <u>全ての指の機能に著しい障害を有するもの</u>		10	一上肢の <u>すべての指の機能に著しい障害を有するもの</u>
	11	両下肢の <u>全ての指を欠くもの</u>		11	両下肢の <u>すべての指を欠くもの</u>
12～17	(略)	12～17	(略)		

● 9 頁

表 2 厚年令別表第一

(下線部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
障害の程度	番号	障害の状態	障害の程度	番号	障害の状態
3 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの	3 級	1	両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの
	2～14	(略)		2～14	(略)

表 3 厚年令別表第二

(下線部分が改正部分)

改 正 後		改 正 前	
番号	障害の状態	番号	障害の状態
1 2・3 4	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの(略) 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの	1 2・3 4	両眼の視力の和が0.6以下に減じたもの(略) 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの
5～22	(略)	5～22	(略)

●23頁の表 (改正後)

1 級	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2 級	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
	一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
3 級	身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの

障害手当金	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下に減じたもの
	自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
	身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

●23頁～25頁 本文（改正後）

(1) 視力障害

- ア 視力は、万国式試視力表またはそれと同一の原理に基づく試視力表により測定します。
- イ 視標面照度は500～1,000ルクス、視力検査室の明るさは50ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から5mの距離で視標を判読することによって行います。
- ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定しますが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を測定します。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定します。
- エ 両眼の視力を別々に測定し、良いほうの眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定します。
- オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定します。
- (ア) 矯正が不能のもの
- (イ) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの
- (ウ) 最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難であると医学的に認められるもの
- カ 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。
- キ 「両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの」とは、視力の良いほうの眼の視力が0.03以下のものをいいます。
- ク 「一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良いほうの眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいいます。
- ケ 「両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの」とは、視力の良いほうの眼の視力が0.07以下のものをいいます。
- コ 「一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良いほうの眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいいます。
- サ 「両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの」とは、視力の良いほうの眼の視力が0.1以下のものをいいます。
- シ 「両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの」とは、視力の良いほうの眼の視力が0.6以下のものをいいます。
- ス 「一眼の視力が0.1以下に減じたもの」とは、一眼の視力が0.1以下のものをいいます。

(2) 視野障害

ア 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。認定は、ゴールドマン型視野計または自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできません。

イ ゴールドマン型視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「周辺視野角度の和」、「両眼中心視野角度」、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、 $I/2$ の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」および「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」に基づいて、認定を行います。なお、傷病名と視野障害の整合性の確認が必要な場合または $I/4$ の視標で測定不能の場合は、 $V/4$ の視標による視野を確認したうえで総合的に認定します。

(ア) 「周辺視野角度の和」とは、 $I/4$ の視標による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の8方向）の周辺視野角度の和とします。8方向の周辺視野角度は $I/4$ 視標が視認できない部分を除いて算出するものとします。

$I/4$ の視標で、周辺にも視野が存在するものの中心部の視野と連続しない部分は、中心部の視野のみで算出します。

$I/4$ の視標で、中心10度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の和が80度以下として取り扱います。

(イ) 「両眼中心視野角度」とは、以下の手順に基づいて算出したものをいいます。

a $I/2$ の視標による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の8方向）の中心視野角度の和を左右眼それぞれ求めます。8方向の中心視野角度は $I/2$ 視標が視認できない部分を除いて算出するものとします。

b aで求めた左右眼の中心視野角度の和に基づいて、次の式により、両眼中心視野角度を計算します（小数点以下は四捨五入し、整数で表します）。

両眼中心視野角度 = $(3 \times \text{中心視野角度の和が大きいほうの眼の中心視野角度の和} + \text{中心視野角度の和が小さいほうの眼の中心視野角度の和}) / 4$

c なお、 $I/2$ の視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の和は0度として取り扱います。

(ウ) 「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、 $I/2$ の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」とは、求心性視野狭窄または輪状暗点があるものについて、 $I/2$ の視標による視野の面積が、中心5度以内の視野の面積と同程度におさまるものをいいます。なお、その際、面積は厳格に計算しなくてかまいません。

(エ) 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損している場合の意味であり、左右眼それぞれに測定した $I/4$ の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得ます。その際、面積は厳格に計算しなくてかまいません。なお、視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下60度、下70度、外下80度、外95度、外上75度です。

ウ 自動視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「両眼開放視認点数」および「両眼中心視野視認点数」に基づいて、認定を行います。

(ア) 「両眼開放視認点数」とは、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテスト（図1）

で120点測定し、算出したものをいいます。

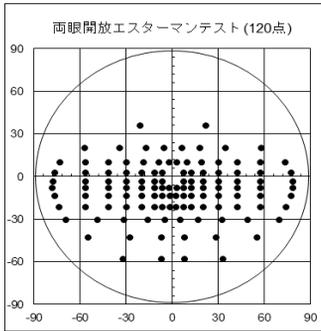
(イ) 「両眼中心視野視認点数」とは、以下の手順に基づいて算出したものをいいます。

a 視標サイズⅢによる10-2プログラム（図2）で中心10度以内を2度間隔で68点測定し、左右眼それぞれについて感度が26dB以上の検査点数を数え、左右眼それぞれの中心視野視認点数を求めます。なお、dBの計算は、背景輝度31.5asbで、視標輝度10,000asbを0dBとしたスケールで算出します。

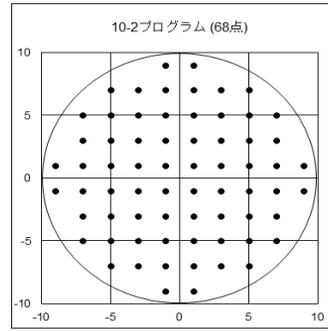
b aで求めた左右眼の中心視野視認点数に基づいて、次の式により、両眼中心視野視認点数を計算します（小数点以下は四捨五入し、整数で表します）。

両眼中心視野視認点数 = $(3 \times \text{中心視野視認点数が多いほうの眼の中心視野視認点数} + \text{中心視野視認点数が少ないほうの眼の中心視野視認点数}) / 4$

(図1)



(図2)



エ ゴールドマン型視野計では、中心30度内は適宜矯正レンズを使用し、30度外は矯正レンズを装着せずに測定します。

自動視野計では、10-2プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装着せずに実施します。

オ 自動視野計を用いて測定した場合において、認定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で測定し、その測定結果により認定を行います。

カ ゴールドマン型視野計または自動視野計の結果は、診断書に添付します。

キ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄または輪状暗点があるものについて、I / 2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるものをいいます。

ク 「ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの」とは、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のものをいいます。

ケ 「自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下のものをいいます。

コ 「ゴールドマン型視野計による測定の結果、I / 2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの」とは、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I / 2視標による両眼中心視野角度が56度以下のものをいいます。

サ 「自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下に減じたもの」とは、自

動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下のものをいいます。

シ 「自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下のものをいいます。

●78頁～79頁の診断書

77頁以下の「4 診断書の記載例」の「例1 眼の障害」に掲載しています診断書（眼の障害用 様式第120号の1）は、次のように変更されます。

（この診断書の様式は、日本年金機構のホームページ <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/20140421-22.html>から入手できます。）

(眼)		国民年金 厚生年金保険		診 断 書		(眼の障害用)		様式第120号の1																																																																			
氏名 (フリガナ)		生年月日		昭和 平成 令和		年 月 日 生(歳)		性別 男・女																																																																			
住所 〒 市町村の郵便番号		都道府県		都 市 区																																																																							
① 障害の原因 となった 傷病名		② 傷病の発生日		昭和 平成 令和		年 月 日 発 生した人の生 誕年月日		③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日																																																																			
④ 傷病の原因 又は誘因		初診年月日(昭和・平成・令和 年 月 日)		⑤ 既存 障害		⑥ 既往症																																																																					
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療 の効果が期待できない状態を含む) かどうか。		傷病が治っている場合…………… 治った日 平成・令和 年 月 日		確 認 推 定		傷病が治っていない場合…………… 症状のよくなる見込 有 ・ 無 ・ 不明																																																																					
⑧ 診断書作成医療機関における 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)																																																																											
⑨ 現在までの治療の内容、 期間、経過、その他の 参考となる事項				診察回数 毎回 回、月平均 回		手術歴 部位 左 ・ 右 眼珠摘出 ・ その他の手術 手術名() 手術年月日(年 月 日)																																																																					
⑩ 障 害 の 状 態 (平成・令和 年 月 日現在)																																																																											
(1) 視力					(3) 所見																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">矯正視力</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <td>右</td> <td>×</td> <td>D</td> <td>○</td> <td>cyl</td> <td>D Ax °</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>×</td> <td>D</td> <td>○</td> <td>cyl</td> <td>D Ax °</td> </tr> </table>							矯正視力				右	×	D	○	cyl	D Ax °	左	×	D	○	cyl	D Ax °	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> <tr> <td>前眼部所見</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間透光体所見</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>眼底所見</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							右	左	前眼部所見				中間透光体所見				眼底所見																																			
		矯正視力																																																																									
右	×	D	○	cyl	D Ax °																																																																						
左	×	D	○	cyl	D Ax °																																																																						
		右	左																																																																								
前眼部所見																																																																											
中間透光体所見																																																																											
眼底所見																																																																											
(2) 視野 ※ 視野図のコピーを添付してください。					(4) その他の障害 (その程度・症状・治療経過等を記載してください。)																																																																						
<p>ゴールドマン型視野計</p> <p>(ア) 周辺視野の評価(1/4)</p> <p>① 周辺視野の角度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>上</td> <td>内上</td> <td>内</td> <td>内下</td> <td>下</td> <td>外下</td> <td>外</td> <td>外上</td> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>度</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>度</td> </tr> </table> <p>② 両眼による視野が2分の1以上欠損 () (はい・いいえ)</p> <p>(イ) 中心視野の評価(1/2)</p> <p>中心視野の角度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>上</td> <td>内上</td> <td>内</td> <td>内下</td> <td>下</td> <td>外下</td> <td>外</td> <td>外上</td> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>度</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b</td> <td>度</td> </tr> </table> <p>両眼中心視野 角度(1/2) ((a)のうちの大きい方) ((b)のうちの小さい方)) / 4 = 度</p>						上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計		右										度	左										度		上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計		右									a	度	左									b	度	<p>該当するもののローマ数字を○で囲んでください。</p> <p>I 調節機能 / II 輻輳機能 / III 瞳孔</p> <p>IV まぶたの欠損 / V まぶたの運動 / VI 眼珠の運動</p>				
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計																																																																		
右										度																																																																	
左										度																																																																	
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計																																																																		
右									a	度																																																																	
左									b	度																																																																	
イ. 自動視野計																																																																											
(ア) 周辺視野の評価																																																																											
両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 () 点																																																																											
(イ) 中心視野の評価(10-2プログラム)																																																																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>右</td> <td>c</td> <td>点(≧26dB)</td> <td>((c)のうちの大きい方) ((d)のうちの小さい方)</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>d</td> <td>点(≧26dB)</td> <td></td> </tr> </table> <p>両眼中心視野 視認点数 (() × 3 + ()) / 4 = () 点</p>					右	c	点(≧26dB)	((c)のうちの大きい方) ((d)のうちの小さい方)	左	d	点(≧26dB)																																																																
右	c	点(≧26dB)	((c)のうちの大きい方) ((d)のうちの小さい方)																																																																								
左	d	点(≧26dB)																																																																									
⑪ 症状時の日常生活 機能及び労働能力 (必ず記入してください。)																																																																											
予 後 (必ず記入してください。)				⑫ 備 考																																																																							
<p>本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)</p> <p>上記のとおり、診断します。 年 月 日</p> <p>病院又は診療所の名称 診療担当科名</p> <p>所 在 地 医師氏名</p>																																																																											

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

(お願) 大文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願) 障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。